

## 議事録

会議の名称	令和4年度第2回西東京市総合教育会議
開催日時	令和4年11月2日（水）午前9時30分から11時20分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎4階 第1・2委員会室
出席者	池澤市長、萱野副市長、木村教育長、米森教育長職務代理者、山田教育委員会委員、服部教育委員会委員、今井教育委員会委員 (事務局) 保谷企画部長、樽見企画部主幹（企画政策課）、小倉企画政策課企画政策担当主査、利根川企画政策課企画政策担当主任、児山子育て支援部長、岡田子育て支援課長、松本教育部長、清水教育部特命担当部長、掛谷教育部副参与兼教育企画課長、佐々木教育企画課課長補佐兼企画調整係長、山縣教育指導課長、三田統括指導主事 (傍聴人) 1人
議題	1 事業報告及び討議 (1) 令和4年度の教育に関する重点施策に基づく事務事業について (2) 令和4年度子ども・地域応援企画提案事業について (3) 西東京市子どもの権利擁護委員活動報告 2 懇談 「放課後の子どもの居場所プロジェクト」活動紹介 3 その他
会議資料の名称	資料1 令和4年度の教育に関する重点施策に基づく事務事業 資料2 令和4年度子ども・地域応援企画提案事業について 資料3 西東京市子どもの権利擁護委員活動報告 資料4 げんきひろばについて
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○市長： ただいまから、令和4年度第2回西東京市総合教育会議を開会します。 本日の議題は、「事業報告及び討議」として、子どもの権利擁護委員のお二人からの事業報告、げんきひろば代表の松本様をお招きした「懇談」、最後に「その他」です。</p> <p>○市長： 本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開します。傍聴は、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。会議の議事録は、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。御異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>○市長： 傍聴の申出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。</p>	

## 議題1 事業報告及び討議

○市長：

それでは、「議題1」、「事業報告及び討議」に入ります。

まず「(1) 令和4年度の教育に関する重点施策に基づく事務事業について」事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

○市長：

事務局より教育に関する重点施策に基づく事務事業についての説明がありました。この件について御意見等がございましたらお願いします。

○米森教育長職務代理者：

市の支援によるICTの整備が進んでいます。市の公共施設へのWi-Fiの整備方針について伺います。また、学童クラブ等での私物のタブレット等の利用に関するルールについてはどのような取り決めがあるのでしょうか。

○保谷企画部長：

公共施設におけるWi-Fi環境の整備は西東京市地域情報化方針に沿って進めています。施設の特性に応じ、市民のニーズに合わせた整備を進めていきたいと考えています。

○山縣教育指導課長：

教育委員会が貸与しているタブレットの、学童クラブでの取扱いは児童青少年課と調整を図っています。

○米森教育長職務代理者：

Wi-Fiの整備を進めるだけでなく、タブレットの使い方のルール作りについて、学校と学童クラブなどが連携していく必要があると考えます。

○今井教育委員：

コロナ禍においては、子ども食堂でも定員等の制限がかかっていますが、最近の状況について伺います。

○児山子育て支援部長：

コロナ禍では、利用者の減少がありましたが、それぞれの子ども食堂が様々な工夫を図られ、利用者数に関しても戻りつつあると認識しています。

○市長：

私も何か所か見学しましたが、多くの方が利用されており、賑わっている印象を受けました。子ども食堂の運営主体と連携をとりながら、市としての取組を進めていきたいと考えています。

○山田教育委員：

子どもの意見を代弁するアドボケイトの仕組みや取組について、市で行っているものはありますか。また、子どもの人権の側面から、障害のある子どもを、支援学級ではなく通常学級で積極的に学ばせることを求める声もありますが、市としてはどのように考えていますか。

○岡田子育て支援課長：

アドボケイトについては直接的な取組には至っていません。子どもの意見表明については、子どもの権利擁護委員がその役割を担っています。

○山縣教育指導課長：

障害のある子どもの学びについては、国や都の動向を踏まえつつ、誰もが学びやすい環境づくりをしていく必要があると考えています。教育委員会では、特別支援学級と通常学級との交流を積極的に行ったり、副籍制度を利用し、都立の特別支援学校との交流を進めたりすることで、これらの課題に取り組んでいます。

○山田教育委員：

今後、市がアドボケイトの養成を行っていく予定があるのかどうか伺います。

特別支援に関して、週の半分以上の授業を通常学級ではなく支援学級で受けることを求める文部科学省の通知に対してはどのように対応していくのでしょうか。

○岡田子育て支援課長：

アドボケイトについては、今後研究を進めてまいりたいと考えています。

○山縣教育指導課長：

現在も、児童生徒一人ひとりに対してカリキュラムをカスタマイズして学習を行っています。特別支援学級だけに留まるのではなく、通常学級での学習や校外での活動を行うなど、柔軟な対応を図る必要があると考えており、教育委員会として学校に対し、支援をしていきます。

○服部教育委員：

0歳から2歳までの言語獲得の期間や、小学校入学に繋がる5、6歳の期間の環境は非常に大切だと考えます。未就学児への子どもへの支援について、西東京市としてどのように取り組んでいくか、今後お聞きしたいです。放課後子供教室への図書館員の視察及び事業実施については現時点でどの程度取り組んでいるのでしょうか。

○市長：

未就学児への子どもへの支援については、今後の総合教育会議のテーマ設定の際に検討させていただきます。

○清水教育部特命担当部長：

放課後子供教室における図書館職員による事業実施については、後日資料をお示しします。

○服部教育委員：

図書館職員の派遣には、人的配置についても検討が必要であると考えます。

○米森教育長職務代理者

昨今、西東京市でも外国籍の市民が増加しています。多文化共生センターでも様々な活動をされていると伺います。就学前の子どもたちが、学校入学前に最低限の日本語スキルを身につけ、スムーズに学校へ繋ぐことも重要であると考えます。

○市長

先日、日本語スピーチコンテストを実施し、日本に来て間もない子どもたちがしっかりとした日本語でスピーチをされていました。日本語教室や学校生活の中で日本語を学んだとお聞きしましたが、来日当初はとても不安だったそうです。市として、多文化共生センターと連携し、子どもたちの不安を取り除くような取組を進めたいと考えます。

○市長：

次に「(2) 令和4年度子ども・地域応援企画提案事業について」事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

○市長：

昨年度から始めた事業で、地域力の向上や地域のにぎわいの創出を目的としています。この件について、質疑等がありましたらお願いします。

○今井教育委員：

子ども分野の採択事業の一つに柳沢小学校の保護者として参加しました。子どもと大人合わせて200人を超える参加がありました。事業の目的として、ピーポくんの家の利用方法についての認知度の向上を掲げていました。ピーポくんの家に関するクイズを行ったり、実際にピーポくんの家を提供している市民との交流を行うことで、目的を達成できたと感じています。子ども・地域応援企画提案事業は、費用面での助けになるほか、子どもと地域のつながりの創出に大いに結び付くと感じました。

○市長：

このような事業は、継続することでそれぞれの地域の賑わいに繋がると考えています。私も採択事業の一つである「いずみのなつまつり」に参加しました。久しぶりの夏祭りとあって、多くの子どもたちで賑わっていました。会場では、以前に市内で出会った子どもたちと再開し、顔の見える繋がりを実感できました。

○市長：

次に「(3) 西東京市子どもの権利擁護委員活動報告」に移ります。

(木村、谷川子どもの権利擁護委員より説明)

○市長：

ありがとうございました。御意見がありましたらお願いします。

○米森教育委員：

子ども条例は前文を置いて、その中に条例の意義や決意が盛り込まれており、先駆的でとても良いものだと感じています。いじめや虐待を考えたとき、子どもにとっては学校や保護者は身近なようで相談しづらいケースもあると思います。第三者の立場から相談に乗ってくれる場が身近に存在することは非常に大事だと考えています。

申立ての数が少ないように思いますが、申立ての際の手続きの煩雑さや周知方法など、どのように分析されていますか。また、人権の侵害が明らかな場合は、申立ての手続なく救済を可能にするなどの方策はあるのでしょうか。

○木村子どもの権利擁護委員：

他の自治体に比べて申立て件数が少ないことは事実です。申立てに基づいて救済を行うという一つのルートもありますが、他方で、子どもたちや保護者の悩みや相談に寄り添い、対話をし、時には他の機関を紹介するなどして解決に結びつけることで人権救済に資することがあります。

現在の市の子ども条例は申立てを待って調査をすることとしています。他の自治体では、権利擁護委員が調査の必要があると判断した際に、自発的に調査を行える仕組みを持っているところもあります。将来の西東京市の課題として検討する余地はあるものと考えています。

○米森教育委員：

虐待の形跡の視認があれば、保護者の同意なく、児童相談所や警察などへ通知することは可能なのでしょうか。

○谷川子どもの権利擁護委員：

ケースとしては存在します。申立ては大きく規定された枠組みであり、日常の相談活動においては、関係機関との連携は活発に行っており、申立てがなければそういった活動ができないものではありません。

○山田教育委員：

相談をしたいけれども、ルピナスから距離的に遠い子どもたちがほっとルームと繋がれず、取り残されているようなことはありませんか。

また、権利擁護委員の活動は非常に広範囲であることから、アドボケイトの養成をしていくことが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○木村子どもの権利擁護委員：

距離的に住吉町まで来ることができない子どもについては、地域の児童館に出向き相談をすることもあります。

アドボケイトについてはその制度が整理されつつある段階だと認識しています。社会的養護の子どもたちへの制度の必要性については感じています。市としても取り組んでいくと良いのではと感じます。

○山田教育委員：

ほっとルームと同じような機能をもった施設を市内の各地域に設置し、子どもたちのニーズを汲み取ることが重要だと考えます。

○服部教育委員：

ほっとルームの業務量に対し、人が足りないという感想を抱きました。子どもの権利を考えたときに、一緒に住んでいる親の存在が抜け落ちないような配慮が必要だと感じます。アドボケイトに関しても、単純に担い手を増やせばいいものではないと思いますので、質を保ちつつ、安心して任せられる人材を選りすぐる必要があると思います。

○今井教育委員：

子どもの意見を代弁するということはとても難しいことだと感じます。子どもに寄り添っていただける方の存在は非常にありがたく感じます。権利擁護委員の皆さまによる出張授業について、児童・生徒が、この出張授業を記憶に残したまま成長してもらうことを望んでいます。

## 議題2 懇談

○市長：

「議題2」の「懇談」に入ります。

先ほどの事業報告にもありました、子ども・地域応援企画提案事業の今年度の採択事業の一つ、「放課後の子どもの居場所プロジェクト」の活動について、げんきひろば代表の松本静様にお話しいただきます。

(松本げんきひろば代表説明)

○市長：

ありがとうございました。子ども食堂げんきや、げんきひろばについてその様子を御紹介いただきました。子どもたちが安心して過ごすことができる、学校でもなく、家庭でもない、「サードプレイス」として、地域における子ども食堂や学習支援の場は非常に貴重なものであります。

皆さまからの御意見があればお願いします。

○今井教育委員：

げんきひろばの活動は来年度以降も継続していただきたいと思います。活動頻度は増える可能性はあるのでしょうか。

○松本代表：

今年度は市からの補助があり、材料費などに充当できました。現在は試行的に行っていますが、人員などの環境を整えば、活動回数を増やしていきたいと考えています。

○山田教育委員：

午後3時から6時まで実施しているとのことですが、冬は真っ暗になる時間帯です。安全確保の対策はされていますか。

○松本代表：

冬季については子どもたちに呼びかけて、早く帰らせたり、職員が帰路の途中まで付き添うなどの対応をしています。

○谷川子どもの権利擁護委員：

子どもたちにはどのようにPRしているのでしょうか。

○松本代表：

子ども食堂に、チラシや活動の中で制作した作品を置かせていただくことで活動を知ってもらうようにしています。周知の難しさは課題として認識しています。

○服部教育委員：

小学生になると、子どもが今どこにいるのか親は把握しにくくなってきます。げんきひろばで過ごす中で、子どもに何かあった時どのように対応するのでしょうか。

○松本代表：

参加申込みのフォームを用意しています。また、毎回の参加時には受付簿へ連絡先などの情報を書いてもらうようにしています。子どもたちからも、何かあった時は保護者へ連絡をすることへの了解を得るようにしています。

○米森教育長職務代理者：

地域の中の大人のつながりを感じました。子どもの居場所づくりは各地域で様々進んでいます。どこでどのような活動が行われているのか、市が情報を把握する必要があると思います。

○児山子育て支援部長：

子ども食堂の情報については、市で紹介していますが、地域活動の情報の集約にはまだ課題があると認識しています。

○木村子どもの権利擁護委員：

西東京市は、民間団体の活動が活発であると感じています。私自身も可能な限り様々な場に顔を出し、繋がっていきたく感じています。子どもたちが見ることができるホームページに今日、どこで、何をやっているか分かりやすく掲載するような工夫が必要だと感じました。

### 議題3 その他

○市長：

事務局より連絡事項があればお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：

最後に、本日の内容を踏まえ、副市長、教育長から意見を求めます。

○副市長：

新型コロナウイルス感染症の第7波では、社会活動にほとんど制限をかけずに乗り切ることができました。これまで人と触れ合う機会が少なかったため、様々な活動が再開されてくると、人と人との関わり方に課題が出てくると考えています。

ぼくの一むには伺ったことがあります。その際、高校生世代の方とお話でしたが、「自分たちは認めてほしいんだ」という発言が心に残っています。

会議の中で外国籍の子どもたちへの関わり方について御意見をいただきました。多文化共生センターの職員の皆さまは、もっと認知度をあげたい、もっと市民と関わりたいとおっしゃっています。本日の御意見を多文化共生センターへもしっかりと伝えていきたいと思います。

○教育長：

本日は、子どもの居場所について様々なお話をいただきました。松本様には、色々な形で学校と関わっていただき、感謝しています。子どもの権利擁護委員の皆さまは、教員ではできない子どもたちへの指導を担っていただき、子どもたちにとっても有意義な時間となっています。特に道德地区公開講座は保護者も多く参観しており、そういった場での啓発活動はとても意義があります。

家庭の次に多くの時間を過ごすのは学校です。学校も、子どもの居場所として充実する必要があると考えています。教育委員会では、「あったか先生」の取組を進めています。この取組について、子どもたちがどのように感じているのかアンケートを実施しています。これらの取組に対し、子どもたちがどのように感じるのが非常に大切です。本日もいただいた皆さまからの御意見を踏まえ、取組を充実させていきたいと考えています。

○市長：

先日の総合計画策定に向けたワークショップで、子ども条例に関するクイズがありました。子どもたちの多くが正解し、理由を尋ねたところ、「学校の授業で習ったから知っていた。」という答えが返ってきました。これも、権利擁護委員の皆さまの出張授業の成果であると感じました。

木村子ども権利擁護委員のお話にありました、子どもを真ん中に考えるという意識は私も持っています。この考えのもと、市として様々な施策を考えていきたいと思います。

松本代表からは多様性を認める大切さについてお話がありました。「指編みができる」ということはその子どもにとっての表現であり、大人から認めてもらったという意識につながります。

本日もいただいた様々な意見を踏まえ、市政運営にしっかりと反映させていきたいと考えています。

○市長：

以上で、本日の議題はすべて終了となります。

<閉会>